

法令及び判例ニュース
(n.º 07-08)

A.- ニュース

1. - ブラジルの裁判制度(司法権 PODER JUDICIÁRIO)について
(その2)

当国の訴訟事務手続の一つの例として、多数の社員を使用している、会社の総務、法務或いは人事担当の責任者が一番多く対応策に巻き込まれる案件は労働裁判と思われる。以上から、先月号の記事の継続として、労働訴訟を例に纏めてみた。労働訴訟の具体的な事務手続の前に、当国の労働訴訟の主な特徴として言える点は次の通りとなる。

- 1.- ブラジルの労働法は 1943 年、当時の独裁者ジェツリオ、バルガス (Getulio Vargas) 大統領が政治的に労働者の支持を得るために公布した労働法であり、労働者過保護或いは労働者の権利だけを認める条文が多く、雇用者の権利については多く触れていない。
- 2.- 当国には労働争議、労働裁判だけを担当する労働裁判所がある。人口が 2 から 3 万に以上の町には労働裁判所(Justiça do Trabalho)の第 1 審があり、各州の首都には第 2 審の労働地方裁判所(Tribunal Regional do Trabalho)がある。サン、パウロ州は例外で、サンパウロ市とカンピナス市に 2 の労働地方裁判所がある。(日本では民事裁判所が労働争議案件を取り扱う)
- 3.- 労働者(原告)は労働裁判を申請するに、裁判費用の前払いも無く、敗訴した場合も、相手側の裁判費用、弁護士報酬等を負担する義務が無い。
- 4.- 従って、原告は労働裁判の申請を担当する弁護士と成功報酬の支払い方式のサービス契約書を結び、駄目もと主義で、何でも請求してくる。
- 5.- 労働裁判の多くは思想的な争議ではなく、ほとんどのケースは金銭の支払い清算で解決する。
- 6.- 労働者(原告)は一方的な主張と請求を申請し、雇用主(被告)が原告の申請内容の不当性を証拠、専門家の鑑定書、あるいは参考人 (Testemunha) の供述等により立証出来ないと、原告の申し出た内容が認められる可能性が高くなる。(民事訴訟では原告あるは被告が主張する内容を立証する証拠、鑑定書等を添付する義務があるが、労働裁判は労働者に有利な条件となっている)
- 7.- 労働裁判所は、憲法、労働法、労使協約書、個人労働契約書と労働裁判所の判例をベースに各案件を審議し判決を下す。
- 8.- 労災 (Acidente do Trabalho) と 職業病(Doença Profissional) の損害賠償訴訟も労働裁判所の管轄となった。(Emenda Constitucional n.º 45/2004 以降)
- 9.- 同様に、雇用関係(Relação de Emprego)の損害賠償案件(名誉毀損等)も労働裁判所の管轄となっている。
- 10.- 労働裁判の管轄区は雇用関係に従い、役務が提供された場所の労働裁判所が案件を取り扱う。
- 11.- ブラジルの労働裁判件数は数百万件と言われ、最終判決までに 7 年から 10 年以上掛かるケース多くある。
- 12.- 会社(雇用主)は弁護士費用、時間等から、悪い前例を残す様な案件以外は、最低二年に一度、訴訟案件の継続と和解調停の検討をする必要がある。

労働争議は、企業組合（雇用主を代表する組合）又は会社（雇用主）対労働組合間の団体交渉が不成功による案件（Dissídios Coletivos - art. CLT 856 条以降）と個人労働者 (Empregado)と雇用主(Empregador)間の案件（Dissídio Individual – CLT. 837 条以降）に大別できるが、個人労働者との労働争議について概要を説明したい。

- 1.- 個人労働者との争議の解決へは、最初に会社又は労働組合が設立した調停委員会へ案件を申請できる (Art. 625-A/CLT)。調停委員会で和解が不成立となり、案件は労働裁判所へ持ち込まれるが、調停委員会を経由せず、直接労働裁判所へも申請できる。
- 2.- 労働裁判(Reclamação)は労働者、会社（雇用主）あるいは労働組合が申請できる。
- 3.- 労働裁判の申請書は書面又は口頭で行い、原告と被告当事者の身分、資格、住所等の他に、裁判申請の理由説明と請求内容を明記する。
- 4.- 事務局は申請書を受理してから、48時間以内に、被告に対し裁判申請書のコピーを同封し、公判(Audiência de Julgamento)の予定日と時間を通知し、出頭を命ずる。
- 5.- 公判へ原告或いは被告が出頭しないと、原告の申請は不起訴処分となり、被告の欠席は、原告の申請書内容が正しいものとして取り扱われる。
- 6.- 公判 (Audiência) へは原告及び被告は3名までの参考人 (Testemunhas) と一緒に出席し、反論書とその他の証拠(Provas)を提出する。
- 7.- 判事は争議の和解 (Conciliação) の可能性につき当事者へ問い、和解不成立の場合、供述書に記録し、被告の異議申し立てを聞く。（一般に、被告の異議申請或いは弁護内容は普通書面で提出し事務処理される）
- 8.- 判事は、次に原告、被告と参考人の供述を聞き記録し、裁判案件により専門家(Perito)を指名し意見書の提出を命じ、原告及び被告も専門家の補佐官 (Assistente Técnico) を指名できる。例えば、労災或いは職業病等の原因と結果関係についての鑑定等に良く使われる。
- 9.- 専門家は、裁判案件の解決に必要な専門的な説明と、原告及び被告が質問(Questitos)した内容について解答を提出する。その後、当事者の追加説明要求にもこたえる。
- 10.- 7, 8, 9 項の公判審問 (Audiência de Instrução) の事務処理後、訴訟上の不備等が無ければ判決を下す。
- 11.- 判決文を受け取ってから、8日以内に第2審 (TRT) へ裁判費用と保証金(Depósito)を供託し上訴できる。
- 12.- 第二審(TRT)は第一審の訴訟手続中に提出された、資料、証拠又は鑑定書に従い審議し、新しい資料、証拠等の提出は原則として認めない。
- 13.- 第二審の審議判決は3名の判事で行い、判決文の内容により、労働高等裁判所(TST)へ再審査を申請できる。

Flavio Tsuyoshi Oshikiri
Ohno& Oshikiri Advogados
Tel.(011) 3068-2053 - SP.07-07-08